

秋の運動ニュース

2009年
12月15日
NO.12

川越・東松山民主商工会
川越市小仙波町 3-15-5
電話 049-222-4344

融資・税金や国保の支払い・生活相談など 一人で悩まず民商へ、必ず道は開けます！

11月・12月は、民商事務所に融資相談や払いきれない国保料の支払い、税金の相談、生活保護の相談などが相次いでいます。この状況は昨年よりも厳しい状況となっています。

▼中小業者の要求に応える民商

政府も中小業者の声を受け「金融円滑化法」を導入、県では「緊急借換制度」を作るなど資金繰りしやすい方向にすすんでいます。しかし制度ができて知らずに悩んでいては解決になりません。資金繰りのことは民商に相談してください。

▼国保料の支払いで役所に行ったが話がつかなかった。しかし民商と一緒にいったら、条件を聞かれ、こちらの要求どうりの分活払いになった。

▼サラ金などに借金があって、支払いで困っていたが、民商に相談したら過払いを取り返すことができた。

▼一人で4回役所に行ったが4回門前払いになった。民商と一緒にいったら一回で生活保護が受けられたなど民商は業者の相談相手としてさまざまな実績を上げています。

一人で悩まず民商に相談すれば必ず道は開かれます。「民商に相談したら」と一声かけて下さい。

川越民商のホームページ <http://www.minsyo.gr.jp/kawagoe/> メール kawagoe@minsyo.gr.jp

組織統合記念新春のつどい

日時: 1月9日(土)

午後(6時開場) 6時半開会

場所: ラ・ボア・ラクテ (旧平安閣)

* ご参加お待ちしております

所得税法 56 条

12月議会で継続審議に！

民商婦人部を中心に、川越市の12月議会に所得税法56条の廃止を求める意見書を政府にあげるよう求めた請願書を提出していました。14日の常任委員会で審議されましたが継続審議となりました。

今年の6月頃から学習し、56条の内容を把握し、署名に取り組んできました。集めた署名は4300を超えました。手分けして市議会議員全員を訪問し協力を訴えてきました。独自の署名集めや議員訪問は初めての体験でした。初めて議員を回った、婦人部の役員さんは「最初は何を訴えていいのか解らず、足が震えた」など感想も語っていました。

今後どのように進めるかは婦人部役員会で検討します。